

和歌山大学システム工学部教授会規程

制 定 平成 7年10月 2日

全部改正 平成12年 3月17日

最終改正 令和 7年 4月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条の規定に基づき、和歌山大学システム工学部（以下「本学部」という。）に置かれる教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、本学部専任の教授（以下「構成員」という。）をもつて組織する。

2 教授会は、前項の規定にかかわらず、特に重要事項を審議決定するため、必要と認めるときは、本学部専任の准教授、講師、助教及び助手を構成員に加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、和歌山大学学部等運営規程第4条の事項を審議する。

(招集)

第4条 教授会は、学部長が招集する。

(議長)

第5条 教授会に議長を置き、学部長をもつて充てる。

2 議長に事故あるときは、年長の副学部長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 次の各号の一に該当する者は、構成員に算入しない。

(1) 休職中の者

(2) 1月以上療養中の者

(議決)

第7条 教授会の議事は、出席構成員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認められるときは、出席構成員の3分の2以上の多数をもつて議決しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(審議事項の付託)

第9条 教授会は、第3条に定める審議事項のうちの一部の事項の審議を、システム工学部運営委員会（以下「学部運営委員会」という。）、システム工学部企画・人事委員会（以下「学部企画・人事委員会」という。）に付託することができる。

2 教授会は、前項の付託に基づく学部運営委員会、学部企画・人事委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 教授会が学部運営委員会及び学部企画・人事委員会に付託する事項については、教授会が定める。

システム工学部教授会規程

4 前3項に規定する場合の学部運営委員会及び学部企画・人事委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年11月28日一部改正)

この改正規程は、平成15年11月28日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第178号)

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月15日一部改正：法人和歌山大学規程第424号)

この改正規程は、平成17年4月15日から施行し、平成17年3月14日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第619号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第798号)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月17日一部改正：法人和歌山大学規程第1231号)

この改正規程は、平成23年11月17日から施行する。

附 則 (平成24年7月12日一部改正：法人和歌山大学規程第1342号)

この改正規程は、平成24年7月12日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1612号)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月9日一部改正：法人和歌山大学規程第2754号)

この改正規程は、令和6年5月9日から施行し、令和6年5月1日から適用する。

附 則 (令和7年4月10日一部改正：法人和歌山大学規程第2849号)

この改正規程は、令和7年4月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。